

検討委員会委員意見

資料 4 - 2

1 自治基本条例の全体構成等について

(1) 自治基本条例における「自治」とは

この条例については、一般的には市民が「自治体」を通じて自分たちのまちをつくっていくという考え方が多いようです。

しかし、「自治」とは、「自ら考え行動する自立した市民(そうでない人もいますがここでは理念型として考えてください)が、生活に身近な課題を自分たちで解決していくこと及びそのしくみ」ととらえると、市という自治体への信託によるものと、さらに市民自らが団体や組織などをつくって、生活に身近な課題を自分たちで解決していくということもあります。

実際すでに、高齢者や障害者への生活サポートや子育て支援など、これまでの考え方で市＝行政が市民の信託を得て公共サービスとして行ってきたものについても、NPOはじめいろいろな市民の団体等が取り組んでいる事例が見られます。そして、それらに対して行政は必要な支援を行えばよいことになります。

すなわち、市民も公共を担う時代となっており、これは市民による自治の営みのひとつと考えてよいと思われます。(自治とはもともとそういうもの)

「自治」を自治体による自治のみととらえると、今述べたこと、また検討委員会で議論してきた「ともに担う公共の創造」とか、「協働」とか、「コミュニティ」などについては、自治基本条例の中における位置づけが不明確になります。

(なお、自治基本条例を自治体を通じての市民の自治という考え方でつくることひとつの考え方ですので、これは議論して決めればよいでしょう。)

(2) 条例の全体構成について

1に述べた考え方によると条例の全体構成は、1つの案ですが次のようになるかと思っています。

1 前文

2 総則

- * 目的
- * 定義
- * 自治体＝市の存立意義(そもそも市は〇〇のためにある)
- * 参加の原則(地域自治への参加、市政への参加)
- * 協働の原則(市民と市民の協働、市民と市の協働)

3 自治体を構成するものの役割・責任

- * 市民の権利義務(信託する市民と信託された市との関係)
- * 議会
- * 市長その他の執行機関
- * 区

4 市民の自治と協働

- * 市民がともに担う公共の創造(新たな担い手としての市民による公共の創造と協働)
- * コミュニティ(市民による地域自治のしくみとしてコミュニティを形成し、これに参加できる)
- * 行政との関係(コミュニティと市との関係、新たな公共の担い手と市との関係～必要に応じて支援)

2 評価

市の執行機関（市長、部局、各種委員会）は、市民参画により、実施した主要事業の政策評価・行政評価を実施し、その結果を市民にわかり易く公表し、次年度の政策、および業務の執行に反映する。

市民参画による評価を行なう。

制度の具体化は、個別条例（または規則・要綱）に委ねる。

【解説】

評価の公表を市民にわかり易くすることは、市民参画の意義を一般市民に周知することにより、市民の参画意識向上と自治体業務の執行の円滑化につながります。

評価の継続という観点から眺めると、施策の評価は行政運営の循環の中で最良の方法により、行なう必要があります。

市民参画により、評価を行なうことは、市民の自治能力向上と市民主役の意識向上につながります。

制度の具体化は、現行の制度を充分配慮して、最良の方法で行ないます。

3 自治基本条例の実効性の担保

市長はこの条例に沿った市民自治の円滑な推進に努めるため、常設の機関として市民**主体**による市民自治推進委員会を設置するものとし、別に条例で定める。

市民自治推進委員会は市民自治の実施状況を把握し、その制度・しくみが条例の理念に沿って実効性を持って機能し適切に運用されているかを検証・評価し、その改善点を審議し、その結果を市長に提言・勧告する権限を持ち、同時に市民に公表する責務を持つ。

市民自治推進委員会は市民、議会、市長夫々よりの申立ての他、自らの発意でこの条例の施行後4年を超えない期間ごとに改廃についての見直し検討をし、**その結果を市長に提言・勧告する権限をもち、同時に市民に公表する責務を有する。**

市長並びに市執行機関は当委員会の提言・勧告を尊重し必要な措置を講じなければならない。

市長は行政内に本条例の推進、調整を目的とする市長直轄の組織横断的常設市民自治推進機関を設置するものとし、別に告示規程で定める。

この機関は市民自治に関する市民の一元的相談窓口としての機能・役割も有するものとし各区役所内に支部を置くものとする。

解説

- ・ 折角の本条例が「絵に描いた餅」とならぬよう、本条例に沿って市民自治を推進させるため、又条例に規定された様々な理念、機構原則、運営原則が実効性を持って機能し適切に運用されているか、改善点は無いかなどを検証・評価するため、常設かつ市民主体（過半数）の「市民自治推進委員会」を設置する。
- ・ 地方自治分権が進行中である事を踏まえ本条例の見直し規定は必要との立場で、当委員会は本条例の見直し検討の役割をもつ。
- ・ 当委員会の基本的な役割、権限、責務は上記規定のとおりとし、詳細は別途条例で定める。
- ・ 以上参照例として、清瀬市まちづくり基本条例第9条、多摩市自治基本条例第6章がある。
- ・ 本条例の円滑な推進には上記委員会とは別に行政各執行機関を組織横断的に一元的に管轄し調整する市長直轄の行政内機関の新設が有効にて、詳細は告示規程にて定め市民に広報する。
- ・ この行政内部機関は市民の市民自治に関する一元相談窓口としての機能・役割をもつ市民に開かれたもので、市民の利便性を配慮し各区に支部を置く。

課題提起

- ・ 見直し期間を置く事の是非、およびその期限について。
- ・ 見直しの発意規定はこれで良いか。

4 追加意見

P 1 前文は文章案作成に先立ち構成、論理（筋書き）と内容要素を改めて検討、書き出し（箇条書きでよい）理解を共有の上で事務局（有志委員おれば別途作成）で文案叩き台を作成した方が良さそう。少し時間掛けたい。

P 3 基本理念（自治の基本原則）は「自治の考え方」と言った方が分かり易い。更に内容を検討の上枠入りか解説かを決めたい。後段のコミュニティ・協働に関連する。

P 4 ほか：「共に担う公共」が一般的には分かりにくい。「公共サービス」、「公益的サービス」などへの言い換えを検討したい。

p 4 参加の原則 項、個の尊重を謳うと共に「公共の価値を尊重し市民相互の立場を認め」と書き入れる。

P 5 「協働」は行政／市民が市民間を含むかの議論によりその場の設定が異なる。何れにせよ情報公開には説明責任を伴う事明記。

p 6 「基本原則」には後段で更に記述される原則をここで一覧しておきたい。これまでの議論を踏まえ参加と協働の原則、情報共有の原則、総合行政の原則、政策・行政評価の原則は少なくとも書き出す。

p 7 「市民の権利」は包括的権利の表現と個別権利の洗い出しが要検討。

p 1 0 「議会の役割」行政監視は明記の為独立させる。市民の声は「開かれた議会」要望強い故もっと具体的に書けないか。

p 1 1 「議員の役割」市民意見の把握と政策・施策への反映を明記し、議員の立案を促す事も明記。

p 9 「区役所」の項は余りにも現状追認的ゆえ委員意見等を織り込み区分権の方向性を明記し提案的でも良いか区長の権限拡充など先進性を含めたい。要検討。

p 1 9 「住民投票」は市長の発意部分の検討が必要。

p 2 0 「苦情・・・」市民間の苦情・侵害の取扱いをどうするか要検討。 項は市は、〔オンブズマンなど〕前項の市民の・・・としたい。

p 2 1 「評価」が自己評価のみで委員意見に多い「市民参加」、「第三者機関」を解説に入れるだけで良いか。

p 2 2 「団体自治」の他の自治体に、「特に近隣自治体」を追記し、共通する「広域的課題」と書く。

自治推進委員会は取扱いの領域、他制度との関連を整理する。

5 追加意見

1. 前文について

私は個人的に「みんなで力を合わせて」という言葉が引っかかってしまいます。言いたいことはわかるのですが、なんだかそれが条例文に載るかと思うと、どうも全体主義的な感じがしてしまうのですが、どうなのでしょう。

でも、語感には各人で差があると思いますし、気になる言葉をすべて連ねていったら大変なことになると思うので、そんなに他の方々が違和感なければよいのですが。

私の感覚では、「力を合わせよう」と呼びかけられて合わせるのではなく、自立した個人が自治を実現しようと動く過程で結果として力を合わせるという行為が出てくるように思っているのですが、先に「合わせてがんばろう」とか呼びかけられると、しらけてしまう気がするのです。

2. 議会・行政グループの25ページ

無駄を省き、効率的、機能的、総合的であること。

これも、言いたいことはわかります。たしかに、現状の市の組織運営は無駄が多い面があるとは思いますが。でも、それを一面的にとらえることはできなくて、効率ばかり追求していくことだけをうたうのは、違和感があります（最小の経費で最大の効果が得られるように、と下にありますが、そこも同じです）「効率を追求しても人権や環境が最終的に守られるかどうかという視点をチェックした上で」効率化を追求する、というような言葉が入ればよいのかもかもしれません。

何も但し書きの無い「効率化」に違和感を覚えるのであって、効率化そのものに反対なわけではありませんが。